

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
島根県常備消防広域化推進計画改訂支援業務
- (2) 入札案件の仕様等
本説明書及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約の日から令和9年3月31日（水）
- (4) 業務場所
島根県松江市殿町1番地 島根県防災部消防総務課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため、知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、同一入札に下記の基準に該当する者が参加する場合、それらの者が行う入札はいずれも無効として取り扱う。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手

続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合

エ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

(9) 公告の日において、島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(10) 令和3年度以降において、島根県または島根県内市町村が発注した「行政計画の策定または改訂（ただし、建設業法に基づく工事及び業務に係るものを除く。）」に関する業務を受注し、完了した実績が2件以上ある者であること。

3 入札参加資格確認申請

(1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、下記により提出してください。

ア 提出期限：令和8年3月31日（火）午後4時

イ 提出場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階

島根県防災部消防総務課 消防保安係

ウ 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

(3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和8年4月3日（金）午後4時までに、メールにより各申請者へ通知します。

(4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができます。

説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を通知された日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に、書面を(1)イの場所へ持参又は郵送（必着）して提出してください。

説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答します。

4 入札手続

(1) 入札書

入札書（様式第7号）により提出してください。なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状（様式第8号）を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してくだ

さい。

イ 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年4月8日(水) 午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎6階

島根県防災部消防総務課 消防保安係 電話：0852-22-5884

(4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行います。

(5) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札の通知は、開札場所において行います。

ウ 再度入札は2回まで行うこととします。

エ 再度入札時に入札参加者が1名となった場合または再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続きは、書面により行います。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(7) 郵便入札

郵便による入札は認めません。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とします。

ア 入札書の記載事項が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(9) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前には入札辞退届(様式第9号)を持参又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、受注者に対し契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(1) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（防災部消防総務課）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

5 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 1 階 出納局審査指導課

イ 納付時期 令和 8 年 4 月 7 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

いずれの場合も、入札保証金免除申請書（様式第 5 号）とあわせて提出してください。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（行政計画の策定または改訂業務委託（ただし、建設業法に基づく工事及び業務に係るものを除く。)) を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

6 契約保証金

(1) 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用します。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 上記 5(3)アの場所

イ 納付時期 落札の日から契約までの間

(4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

7 契 約

(1) 契約書作成の要否

要します。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約条項

委託契約書（案）のとおりとします。

(4) 契約金額

契約は消費税及び地方消費税を含む金額で行うものとします。

契約金額の算出に当たっては、見積単価ごとに消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（算出額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

8 質 疑

(1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書（様式第6号）により提出してください。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限 令和8年3月24日（火）午後4時まで

イ 提出場所 上記3(1)イの場所

ウ 提出方法 郵送、FAX又はメールにより提出してください。

（ただし、FAX及びメールの場合は、回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。）

(3) 提出された質疑については、令和8年3月27日（金）午後4時までに、メールにより回答します。

9 添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 役員等名簿（様式第2号）

(3) 業態調書（様式第3号）

(4) 業務受託実績一覧表（様式第4号）

(5) 入札保証金免除申請書（様式第5号）

(6) 入札質疑書（様式第6号）

(7) 入札書（様式第7号）

(8) 委任状（様式第8号）

(9) 入札辞退届（様式第9号）

(10) 業務委託契約書（案）

10 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階

島根県防災部消防総務課 消防保安係 担当 菅田

電 話：0852-22-5884

F A X：0852-22-5930

メール：shobo-somu@pref.shimane.lg.jp